平成２４年（フ）第９号
岡山県津山市山北384番地15
債務者　西川　由紀
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１６号
岡山県津山市北園町36番地14
債務者　近藤　秀行
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２２８５号
東京都足立区千住１丁目36―13―405
債務者　久慈　健悦
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２８６号
東京都足立区千住１丁目36―13―405
債務者　久慈　法子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２５号
神奈川県大和市上草柳２丁目17―10―102
債務者　濱田　恵二
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２６号
東京都足立区足立４丁目９－２
債務者　濱田千代美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２７号
東京都江東区北砂５丁目20―７―1119
債務者　佐藤　孝治
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２８号
東京都中野区弥生町２丁目20―12―202
債務者　高瀬　友裕
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２９号
東京都大田区千鳥１―14―５―201、住民票上の住所東京都大田区千鳥１丁目10―４　宇野薫方
債務者　米田　節子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３３０号
東京都大田区千鳥１丁目10―４
債務者　宇野みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３７９号
東京都練馬区東大泉６丁目42―28―103
債務者　津賀　　正
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３８０号
東京都板橋区小豆沢４丁目24―10―802
債務者　古谷　弓子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３８１号
東京都北区赤羽台３丁目21―32
債務者　渡部　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２２号
東京都文京区目白台３丁目22―12　並木荘
債務者　滝澤　　敦
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２４号
東京都豊島区長崎２丁目12―９―301
債務者　中根　聡志
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部